

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 利用定員の設定」について

平成27年10月28日

<利用定員について>

子ども・子育て支援新制度では、支給認定こども(1号~3号)に対する施設型給付及び地域型保育給付を法定代理受領により施設等が受けるには、市町村の確認を受ける必要がある。その確認を受ける際には、認可定員の範囲内で認定区分ごとに利用定員を設定する。

※各市町村で確認を受けた施設等が「特定教育・保育施設」及び「特定地域型保育事業」
※特定教育・保育施設・・・認定こども園、幼稚園、保育所
特定地域型保育事業・・・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

<利用定員を設定する上での前提事項>

- 認定こども園、保育所の利用定員は20人以上、幼稚園は最低利用定員を設けない。(ただし、幼稚園型、地方裁量型認定こども園は、施設全体で20人以上に設定)
- 認定区分(1号~3号)ごとに設定する。{1号:3~5歳(教育を希望する者)、2号:3~5歳(保育を必要とする者)、3号0歳と1・2歳(保育を必要とする者)}
- 保育標準時間及び短時間の区分は行わない。
- 原則として“認可定員=利用定員”。
ただし、定員割れの場合は、利用状況を勘案し、認可定員以下の利用定員の設定が可能。
定員超過の場合は、認可定員を実際の利用状況に合わせることを基本。(認可基準を満たし120%未満の弾力運用は可能)

<利用定員の設定について>

- 施設及び事業者の意向を考慮し、最近の実利用人数の実績や今後の見込みを踏まえて設定する。
- 地方版子ども・子育て会議等での意見を聴き、都道府県との協議が必要。
(子ども・子育て支援法第31条第2項及び第3項)

～参考～

子ども・子育て支援法第31条(抄)

第31条

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 市町村長は、第1項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

<利用定員の取り扱い>

- 本日の審議結果を市の利用定員として、平成28年度の入園申込みに反映させる。
- 年度末に、今回の結果と、今後県が認定する認定こども園等の認定結果等を加え、再度部会を開催し、平成28年度当初に対する市の利用定員とする。

利用定員の設定について

<平成27年度 提供区域別・施設別の利用定員の設定：平成27年度>

区域名	認定こども園						幼稚園	保育所					地域型保育事業		
	教育	保育					教育	保育					保育		
	1号	2号	3号			合計	1号	2号	3号			合計	3号		合計
			0歳	1,2歳	計				0歳	1,2歳	計		0歳	1,2歳	
①中心部	713	308	40	191	231	539	1,662	791	143	566	709	1,500	22	60	82
②北東部	35	20	0	0	0	20	634	152	24	74	98	250	0	0	0
③東部	360	75	6	44	50	125	1,078	273	36	141	177	450	4	20	24
④南部	342	170	47	120	167	337	1,890	479	85	276	361	840	8	30	38
⑤西部	15	64	6	39	45	109	2,035	430	55	235	290	720	5	14	19
⑥北西部	5	30	0	15	15	45	636	272	49	189	238	510	0	0	0
⑦北部	129	83	13	33	46	129	950	402	53	215	268	670	0	0	0
⑧北条	0	0	0	0	0	0	475	290	38	132	170	460	0	0	0
⑨中島	10	21	0	10	10	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,609	771	112	452	564	1,335	9,360	3,089	483	1,828	2,311	5,400	39	124	163

＜新たに認可を受けて平成28年4月から事業の開始を希望される事業者を募集＞

平成27年3月に策定した「松山市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の確保を図るため、新たな認可手続きをおこなった。

1. 対象教育・保育施設及び事業

- ・ 幼保連携型認定こども園
- ・ 保育所
- ・ 地域型保育事業(家庭的保育事業等)

2. 認可を予定する対象区域及び定員数

区域名	地区名	2号認定子どもの定員数	3号認定子どもの定員数
中心部	番町・八坂・東雲・素鷲・雄郡・新玉・味酒・清水	※要相談	90人程度
北東部	湯山・日浦・五明・伊台・道後	10人程度	80人程度
東部	久米・小野・桑原	※要相談	90人程度
南部	石井・浮穴・荏原・坂本	20人程度	100人程度
西部	余土・垣生・生石・味生	※要相談	100人程度
北部	和気・潮見・堀江・久枝	—	70人程度

3. スケジュール

平成27年6月2日(火)	認可申請及び事前相談受付開始
平成27年6月26日(金)	事前相談受付期限
平成27年7月21日(火)	認可申請書等提出期限
平成27年9月7日・28日(月)	松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会での審議
平成27年10月2日(金)	内示
平成28年4月1日	認可予定(事業開始)

利用定員の設定について

<募集結果>

区域名	2号認定子どもの 定員数a	3号認定子どもの 定員数b	応募事 業者数	2号認定子どもの 応募数c	3号認定子どもの 応募数d	2号 c-a	3号 d-b
①中心部	※要相談	90人程度	3	33	22	33	▲ 68
②北東部	10人程度	80人程度	1	0	19	▲ 10	▲ 61
③東部	※要相談	90人程度	2	0	22	0	▲ 68
④南部	20人程度	100人程度	2	33	46	13	▲ 54
⑤西部	※要相談	100人程度	2	30	58	30	▲ 42
⑦北部	—	70人程度	4	0	68	0	▲ 2
合計	30人程度+α	530人程度	14	96	235	66	▲ 295

▲は不足分

利用定員の設定について

～既存施設からの移行及び新規認可施設・事業

(幼稚園や保育所等からの認定こども園等への移行、保育所や地域型保育事業の認可等)～

①認定こども園

園名	地区	設定する利用定員(平成28年度)						(参考)平成27年度の定員					
		教育	保育					教育	保育				
		1号	2号	3号			合計 (2号+3号)	1号	2号	3号			合計 (2号+3号)
0歳	1, 2歳			小計	0歳	1, 2歳				小計			
(私)A園	④南部	480	33	6	21	27	60	480					0
(私)B園	⑤西部	390	30	0	40	40	70	360					0
合計		870	63	6	61	67	130	840					0

○施設等形態

・A園

幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行予定

・B園

幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行予定

利用定員の設定について

②保育所

園名	地区	設定する利用定員(平成28年度)						(参考)平成27年度の定員					
		教育 1号	保育 2号	保育 3号			合計 (2号+3号)	教育 1号	保育 2号	保育 3号			合計 (2号+3号)
				0歳	1, 2歳	小計				0歳	1, 2歳	小計	
(私)C園	①中心部		21	5	14	19	40						0
(私)D園	①中心部	※	59	3	38	41	100	5	46	6	27	33	79
(私)E園	①中心部	※	60	2	32	34	94	10	61	3	36	39	100
合計		0	140	10	84	94	234	15	107	9	63	72	179

※ D園とE園は、地方裁量型認定こども園から保育所の認可を受けて保育所型認定こども園へ認定替えをおこなうため、現時点では1号定員が設定されていない。

○施設等形態

・C園

保育所で認可申請(新規)

・D園

地方裁量型認定こども園から保育所の認可を申請し、保育所型認定こども園へ移行予定

・E園

地方裁量型認定こども園から保育所の認可を申請し、保育所型認定こども園へ移行予定

利用定員の設定について

③地域型保育事業

園名	地区	設定する利用定員(平成28年度)						(参考)平成27年度の定員						
		教育 1号	保育 2号	保育 3号			合計 (2号+3号)	教育 1号	保育 2号	保育 3号			合計 (2号+3号)	
				0歳	1, 2歳	小計				0歳	1, 2歳	小計		
(私)①園	②北東部			3	16	19	19							0
(私)②園	③東部			2	8	10	10							0
(私)③園	④南部			6	13	19	19							0
(私)④園	⑤西部			6	12	18	18							0
(私)⑤園	⑦北部			5	14	19	19							0
(私)⑥園	③東部			2	10	12	12							0
(私)⑦園	⑦北部			2	8	10	10							0
(私)⑧園	⑦北部			6	13	19	19							0
(私)⑨園	⑦北部			6	14	20	20							0
合計		0	0	38	108	146	146	0	0	0	0	0	0	0

○施設等形態

- ・①～⑤園

小規模保育事業A型で認可申請(新規)

- ・⑥～⑧園

小規模型事業所内保育事業で認可申請(新規)

- ・⑨園

保育所型事業所内保育事業で認可申請(新規)

利用定員の設定について

＜平成28年度増加 施設類型別の利用定員の設定：平成28年4月予定＞

施設類型	園名	地区	利用定員の増減数						設定する利用定員(平成28年度)						(参考)平成27年度の定員						
			教育		保育				教育		保育				教育		保育				
			1号	2号	3号			合計 (2号+3号)	1号	2号	3号			合計 (2号+3号)	1号	2号	3号			合計 (2号+3号)	
					0歳	1,2歳	小計				0歳	1,2歳	小計				0歳	1,2歳	小計		
幼保連携型認定こども園	(私)A園	④南部	0	33	6	21	27	60	480	33	6	21	27	60	480						0
	(私)B園	⑤西部	30	30	0	40	40	70	390	30	0	40	40	70	360						0
保育所	(私)C園	①中心部		21	5	14	19	40		21	5	14	19	40							0
保育所※	(私)D園	①中心部	-5	13	-3	11	8	21	※	59	3	38	41	100	5	46	6	27	33	79	
	(私)E園	①中心部	-10	-1	-1	-4	-5	-6	※	60	2	32	34	94	10	61	3	36	39	100	
小規模保育事業A型	(私)①園	②北東部			3	16	19	19			3	16	19	19							0
	(私)②園	③東部			2	8	10	10			2	8	10	10							0
	(私)③園	④南部			6	13	19	19			6	13	19	19							0
	(私)④園	⑤西部			6	12	18	18			6	12	18	18							0
	(私)⑤園	⑦北部			5	14	19	19			5	14	19	19							0
小規模型事業所内保育事業	(私)⑥園	③東部			2	10	12	12			2	10	12	12							0
	(私)⑦園	⑦北部			2	8	10	10			2	8	10	10							0
	(私)⑧園	⑦北部			6	13	19	19			6	13	19	19							0
保育所型事業所内保育事業	(私)⑨園	⑦北部			6	14	20	20			6	14	20	20							0
合計			15	96	45	190	235	331	870	203	54	253	307	510	855	107	9	63	72	179	

※ D園とE園は、地方裁量型認定こども園から保育所の認可を受けて保育所型認定こども園へ認定替えをおこなうため、現時点では1号定員が設定されていない。

利用定員の設定について

<平成28年度増加 地区別の利用定員の設定：平成28年4月予定>

地区	施設類型	園名	利用定員の増減数					合計 (2号+3号)
			教育 1号	2号	保育 3号			
					0歳	1, 2歳	小計	
①中心部	保育所	(私)C園		21	5	14	19	40
	保育所※	(私)D園	-5	13	-3	11	8	21
	保育所※	(私)E園	-10	-1	-1	-4	-5	-6
②北東部	小規模保育事業A型	(私)①園			3	16	19	19
③東部	小規模保育事業A型	(私)②園			2	8	10	10
	小規模型事業所内保育事業	(私)⑥園			2	10	12	12
④南部	幼保連携型認定こども園	(私)A園	0	33	6	21	27	60
	小規模保育事業A型	(私)③園			6	13	19	19
⑤西部	幼保連携型認定こども園	(私)B園	30	30	0	40	40	70
	小規模保育事業A型	(私)④園			6	12	18	18
⑦北部	小規模保育事業A型	(私)⑤園			5	14	19	19
	小規模型事業所内保育事業	(私)⑦園			2	8	10	10
	小規模型事業所内保育事業	(私)⑧園			6	13	19	19
	保育所型事業所内保育事業	(私)⑨園			6	14	20	20
合計			15	96	45	190	235	331

※ D園とE園は、地方裁量型認定こども園から保育所の認可を受けて保育所型認定こども園へ認定替えをおこなうため、現時点では1号定員が設定されていない。

利用定員の設定について

<平成28年度 市内全体(施設別)の利用定員の設定：平成28年4月予定>

区域名	認定こども園						幼稚園	保育所					地域型保育事業		
	教育	保育					教育	保育				保育			
	1号	2号	3号			合計	1号	2号	3号			合計	3号		合計
			0歳	1,2歳	計				0歳	1,2歳	計		0歳	1,2歳	
①中心部	698	320	36	198	234	554	1,662	812	148	580	728	1,540	22	60	82
②北東部	35	20	0	0	0	20	634	152	24	74	98	250	3	16	19
③東部	360	75	6	44	50	125	1,078	273	36	141	177	450	8	38	46
④南部	822	203	53	141	194	397	1,410	479	85	276	361	840	14	43	57
⑤西部	405	94	6	79	85	179	1,675	430	55	235	290	720	11	26	37
⑥北西部	5	30	0	15	15	45	636	272	49	189	238	510	0	0	0
⑦北部	129	83	13	33	46	129	950	402	53	215	268	670	19	49	68
⑧北条	0	0	0	0	0	0	475	290	38	132	170	460	0	0	0
⑨中島	10	21	0	10	10	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,464	846	114	520	634	1,480	8,520	3,110	488	1,842	2,330	5,440	77	232	309

利用定員の設定について

＜平成28年度 市内全体(認定別)の利用定員の設定：平成28年4月予定＞

区域名	教育	保育				小計	合計
	1号	2号	3号				
			0歳	1, 2歳	計		
①中心部	2,360	1,132	206	838	1,044	2,176	4,536
②北東部	669	172	27	90	117	289	958
③東部	1,438	348	50	223	273	621	2,059
④南部	2,232	682	152	460	612	1,294	3,526
⑤西部	2,080	524	72	340	412	936	3,016
⑥北西部	641	302	49	204	253	555	1,196
⑦北部	1,079	485	85	297	382	867	1,946
⑧北条	475	290	38	132	170	460	935
⑨中島	10	21	0	10	10	31	41
合計	10,984	3,956	679	2,594	3,273	7,229	18,213

利用定員の設定について

<施設数の推移>

施設種別	公私別	類型等	26年度	27年度		28年度(見込み)	
			施設数	施設数	前年比	施設数	前年比
保育所	公立	直営	17	14	-3	14	0
		委託	10	10	0	10	0
		計	27	24	-3	24	0
	私立	-	33	32	-1	33	1
	合計		60	56	-4	57	1
幼稚園	国立	-	1	1	0	1	0
	市立	-	5	5	0	5	0
	私立	新制度	0	5	5	4	-1
		私学助成等	38	30	-8	29	-1
		計	38	35	-3	33	-2
合計		44	41	-3	39	-2	
認定こども園	公立	幼保連携型	0	0	0	0	0
		幼稚園型	0	0	0	0	0
		保育所型	0	2	2	2	0
		地方裁量型	0	0	0	0	0
		計	0	2	2	2	0
	私立	幼保連携型	5	7	2	9	2
		幼稚園型	1	3	2	3	0
		保育所型	1	3	2	5	2
		地方裁量型	3	5	2	3	-2
		計	10	18	8	20	2
合計		10	20	10	22	2	
地域型 保育事業	公立	小規模保育	0	2	2	2	0
		事業所内保育	0	0	0	0	0
		家庭的保育	0	0	0	0	0
		居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
		計	0	2	2	2	0
	私立	小規模保育	0	5	5	10	5
		事業所内保育	0	1	1	5	4
		家庭的保育	0	0	0	0	0
		居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
		計	0	6	6	15	9
合計		0	8	8	17	9	

地方裁量型認定こども園から保育所の認可を申請し、保育所型認定こども園へ移行予定の施設は、保育所型認定こども園として計上している。

平成26年度は地域型保育事業が無いため比較できない。